

失効取消取扱特約条項

この特約の内容

失効した保険契約について、失効取消可能期間中に未払込保険料を払い込むことで、失効日にさかのぼって保険契約が失効しなかったものとして取り扱うことについて定めています。

第1条 特約の適用

当社は、契約日が2023年10月1日以前の保険契約に、当社の定める範囲で、この特約を付加し、この特約に定めるとおり取り扱います。

第2条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主約款	この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
失効	第2回以後の保険料が、主約款に定める猶予期間内に払い込まれないことにより、保険契約が効力を失うことをいいます。
失効日	保険契約が失効した日をいい、主約款に定める猶予期間の満了日の翌日となります。
失効取消可能期間	失効日からその日を含めて2カ月間をいいます ^① 。
保険金等	主約款および特約条項に定める支払事由に該当した場合に支払われる保険金、給付金、年金などの給付のことをいいます。

第2条 備考

- ① たとえば、失効日が3月1日の場合、3月1日から4月30日までの期間をいいます。

第3条 失効取消

- ① 保険契約が失効した場合であっても、次の各号のすべてを満たしたときには、主約款の規定にかかわらず、失効日にさかのぼって、保険契約は失効しなかったものとします。
1. 保険契約者が、失効取消可能期間中に未払込保険料^①を払い込むこと
 2. 失効日が2023年10月1日以降であること
 3. 保険契約者が、失効に伴う返戻金を請求していないこと
- ② 失効取消可能期間中に、保険契約が失効していなければ保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生していた場合で、第①項の規定により失効が取り消されたときには、当社は、主約款または特約条項^②の規定にしたがって、保険金等を支払い、または保険料の払込みを免除します。この場合、主約款に定める請求日が失効の取消日^③よりも前であったときには、失効の取消日を請求日として取り扱います。

第3条 備考

- ① 保険契約がそれ以後継続することのない事由（被保険者の死亡、保険期間の満了等）が失効取消可能期間中に発生した場合は、その事由が発生した日の属する月までの未払込保険料とします。
- ② この特約を付加した保険契約に付加されている特約の特約条項をいいます。
- ③ 第①項の規定により未払込保険料が払い込まれた日をいいます。

第4条 保険契約の復活

保険契約が失効した場合、保険契約者は、主約款の規定により保険契約の復活を請求することができます。ただし、主約款の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

1. 保険契約の復活を請求できるのは、第2条に定める失効取消可能期間の満了日の翌日以降に限ります^①。

第4条 備考

- ① 保険契約者は、主約款の規定にかかわらず、失効取消可能期間中は、主約款に定める保険契約の復活を請求することはできません。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

2. 保険契約の復活を当社が承諾した場合に、保険契約者が当社に払い込むのは未払込保険料のみとします^②。

第4条 備考

- ^② 未払込保険料に係る利息については、払込みを要しません。

第5条 解約

保険契約者は、この特約のみを解約することはできません。

(令和5年10月2日実施)